



王子監督署のとりくみ(令和6年度)

～ 安心して働き活躍できる TOKYOへ ～

I 管内の概況



当署が管轄する北区は、東京都の北部、荒川の右岸に位置し、北は荒川を隔て埼玉県の川口・戸田市に、東は荒川区、足立区に、西は板橋区、また南は文京区と豊島区の2市5区に隣接しています。

北区の面積は20.61平方km(東京23区中11番目)で、人口は、昭和39年10月の441,504人をピークに減少し令和6年4月現在、358,516人(東京都内で13番目)で、この10数年は横ばいの状況です。また、65歳以上の高齢者人口も同様にここ数年は横ばいで、令和6年4月1日現在で全人口の23.62%(東京都内で3番目)を占めています。

交通網は、東側にJR京浜東北線・東北本線が、西側には埼京線が池袋・新宿等のターミナル駅と直結し、地下鉄南北線がほぼ区内を縦断し都心と結んでいます。さらに都電荒川線が区南部を横断しています。

出典：国土地理院ウェブサイト(<https://www.gsi.go.jp/top.html>)
「地理院地図」(国土地理院)をもとに王子労働基準監督署作成

北区はかつて、江戸の消費をささえる農業地帯でしたが、鉄道の発達、隅田川の水運等運送条件や水資源に恵まれたこと等から、明治6年に洪沢栄一が日本で最初の株式会社を設立しました。その後、赤羽台地を中心に、多くの国策産業(紙、苛性ソーダ等)、軍需産業(衣服、火薬等)、重化学工業(肥料、農薬等)が集積し、全国と都を結ぶ物質の集散地、生産拠点となってきました。

戦後になると、優れた立地条件を生かし、民間工場がいち早く稼働を開始し活発に産業活動が展開され、工場従業者のための商店街も早くから形成されました。さらに、公団や都営等の大規模公共住宅が建設されるなど、都心のベッドタウンとしての性格も強めました。

現在、北区に居住する人だけでなく、北区で働く労働者や事業者等を広く含む「区民」の憲章ともいべき基本構想が令和5年に新たに策定され、その中で「めざすべき将来像」

「ともにつくる だれもが住みよい
彩り豊かな躍動するまち 北区」

が定められました。

この将来像を達成するため、「北区基本計画2024」(令和6年度から令和15年度)において、「区民サービスNO.1の行財政改革」や「子どもの幸せNO.1」等7つの主要政策が設定され、課題に対応した取組みの方向性が明示されています。

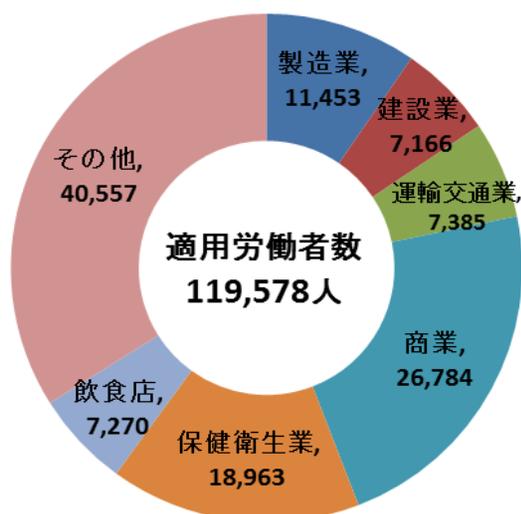
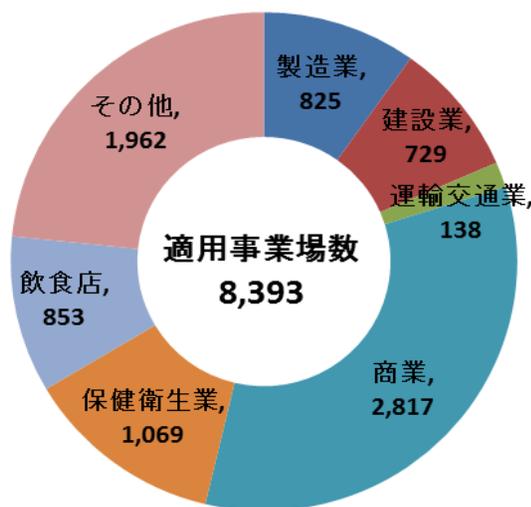
II 管内の産業等

管内の適用事業場数は8,393事業場、労働者数119,578人です。規模別では労働者数10人未満の事業場が71.9%、30人未満の事業場では91.2%と小・零細規模の事業場が圧倒的に多くなっています。

産業別にみると、工業的業種が減少し、非工業的業種が全体の79.8%を占めています。特に製造業については減少の一途をたどり、平成21年の調査では1,363事業場でしたが、令和3年の調査では825事業場と10年間で約40%減少しています。

管内は、古くから操業している印刷・製本業、機械器具製造業等の小規模事業場が全域に分布しており、職住混在地帯となっています。地域別には、北西部の浮間地区に、大手化学工業の工場や研究所があり、近年都心部から、ハイヤー・タクシーの事業場が移転してきており一大基地となっています。中央部の赤羽から王子地区には、大手印刷企業のグループ企業が集まっています。南部の上中里から田端地区は、JR関係の操車場や関連施設等が広い面積を占めています。また、同地区には国立印刷局の大工場もあります。

(注) 令和3年経済センサス活動調査に基づくもの。





Ⅲ「働き方改革」による労働環境の整備、生産性の向上

令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用される業種等に対し支援を行うとともに、全業種に対し、働き方改革関連法の周知及びその適正な履行を確保します。

また、中小企業・小規模事業者が働き方改革の実行に円滑に対応することができるよう、東京働き方改革推進支援センターと連携しつつ支援を実施します。

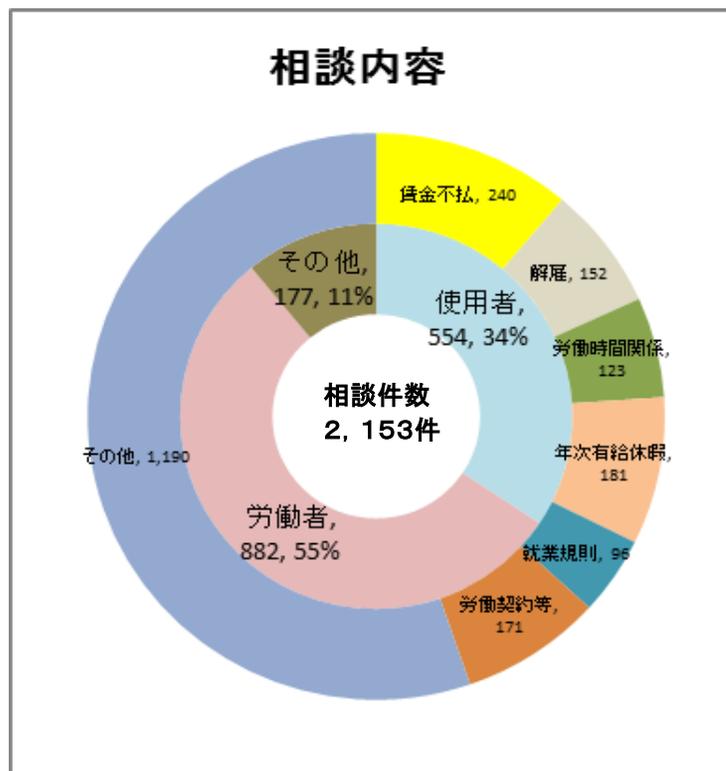
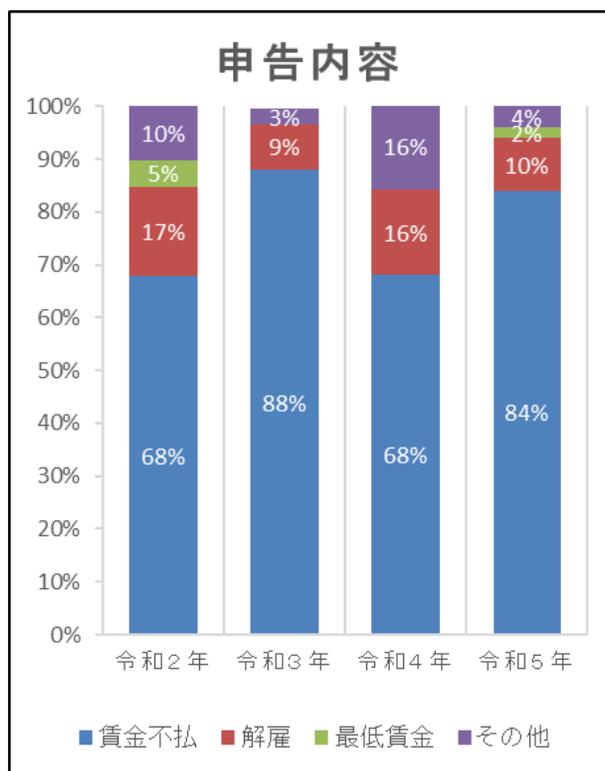
とりくみ

- 1 時間外・休日労働労働時間数が1カ月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場などに対して、重点的な監督指導を実施する。
- 2 労働時間相談・支援コーナーにおいて、特に中小企業事業主及び令和6年4月1日から時間外労働の上限規制の適用開始となった事業場に対して、働き方改革関連法をはじめとする法令や労務管理について、きめ細かな相談・支援を行う。また、様々な機会を通して「東京働き方改革推進支援センター」の利用促進を図る。

Ⅳ 適切な労務管理及び法定労働条件の確保等

令和5年は、申告受理件数は50件と前年から10件増加(前年40件)し、相談件数も2,153件と前年から130件増加しました(前年2,023件)。

コロナ禍での相談件数(2,815件)よりは少ないものの、申告件数は同様の水準まで増加し、賃金不払、解雇の相談は依然と高く、その他として年次有給休暇の取得義務や労働時間関係についての相談も寄せられています。



とりくみ

- 1 当署に編成した「労働時間改善指導・援助チーム」のうち、「労働時間相談・支援班」において、中小規模の事業場に対して、平成31年4月から順次施行された改正労働基準法の周知やテレワーク等の新しい働き方に対応した適切な労務管理について、きめ細かな相談・支援等を行う。
- 2 下請中小企業等の労働基準関係法令違反の背景に、親事業者等の下請代金支払遅延等防止法等の違反が疑われる場合には、関係省庁に通報を行うなど、適切に対処する。
- 3 賃金不払や解雇などの問題については、速やかに対応する。
- 4 未払賃金立替払制度が適用される企業倒産事案については、適正かつ速やかに処理する。



V 労働災害の防止

第14次東京労働局労働災害防止計画（2年目）

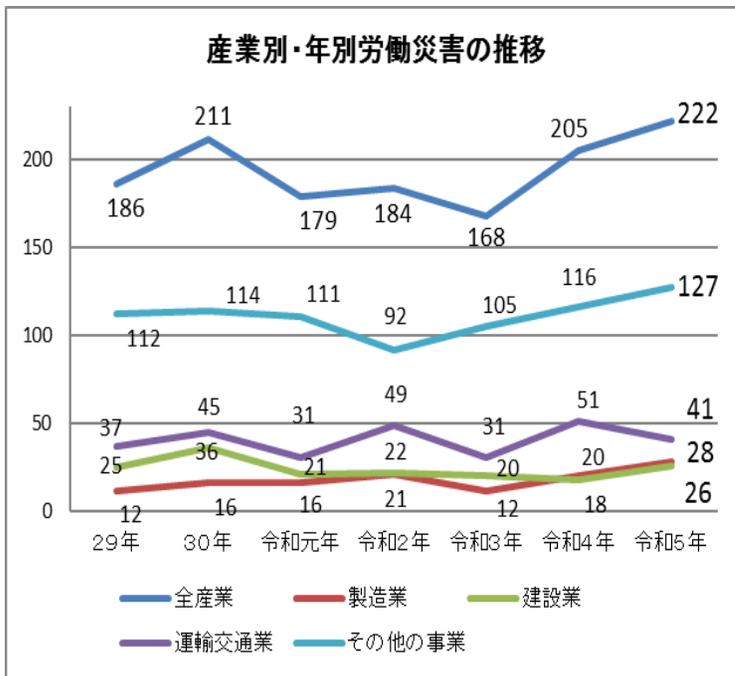
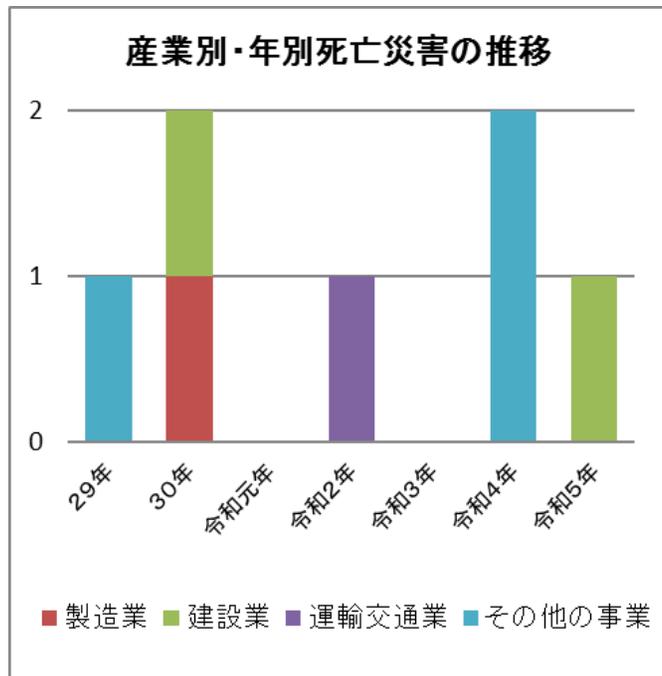


トップが発信！みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」

令和5年に王子署管内で発生した休業4日以上死傷災害は222件で、対前年比で8.3%の増加となりました。

2年目となる令和6年度においても、第14次労働災害防止計画を推進し、当署の目標である死亡者数ゼロ及び死傷者数を令和4年と比較して5か年で5%減とするための取組みを実施します。

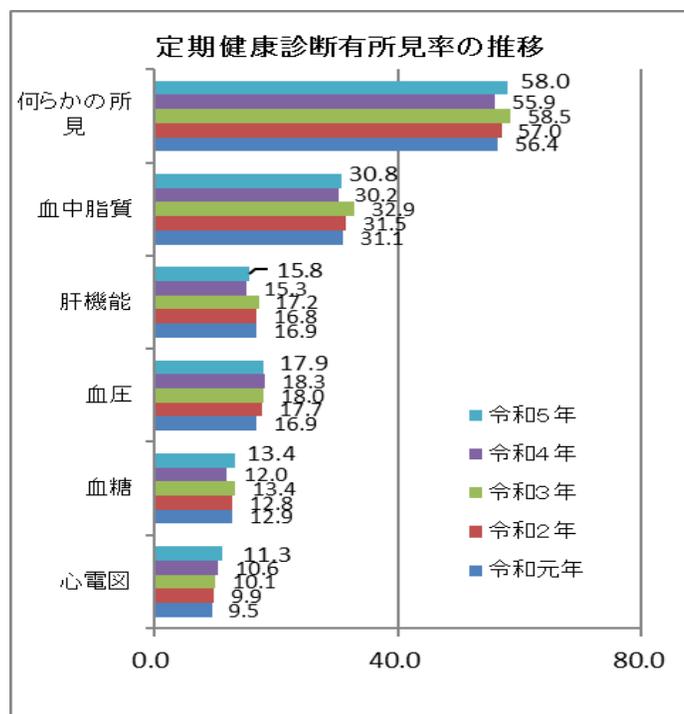
※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く



とりくみ

- 1 建設業における「墜落・転落」災害、製造業における「はさまれ・巻き込まれ」災害、運輸・交通業における「交通労働災害」、第三次産業における「行動災害」対策を中心とした労働災害防止
- 2 全業種を対象とした行動災害及び高齢労働者の労働災害防止
- 3 社会福祉施設をはじめとした第三次産業における腰痛による労働災害防止

VI健康確保対策



一般健康診断の結果、「何らかの所見を有する」労働者の割合は58.0%で、中でも脳・心臓疾患の発症につながる項目で所見を有する労働者も高い率で認められます。

また、胆管がん等化学物質による健康障害の発症、長時間労働による健康障害の発生も社会的に大きな問題となっています。

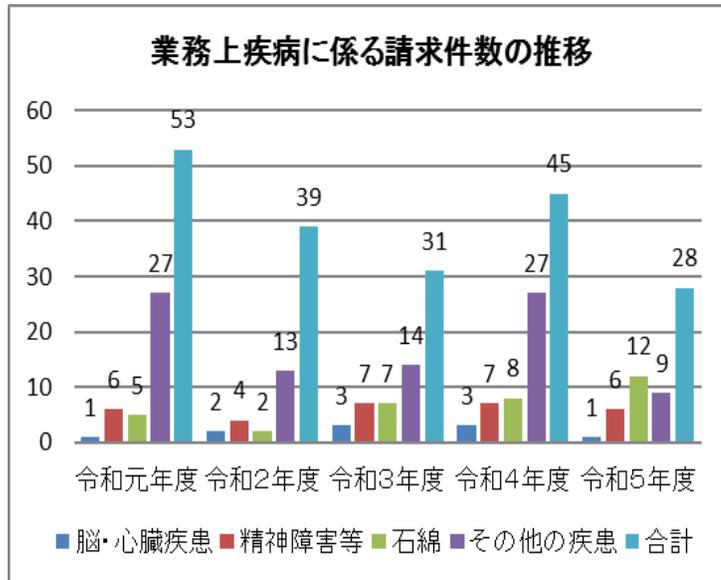
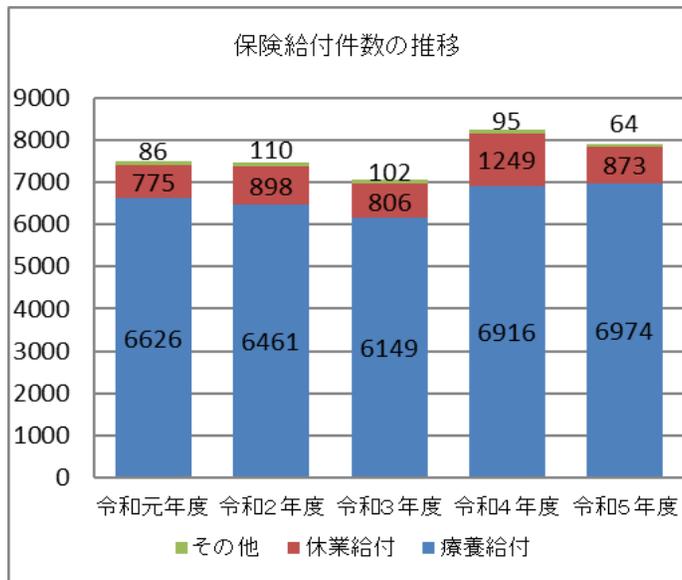
さらに、アスベスト、一酸化炭素中毒、熱中症、腰痛、じん肺等の職業性疾病の発生も減少していない状況にあります。

とりくみ

- 1 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- 2 化学物質及び石綿、粉じんによる健康障害防止
- 3 熱中症予防対策の推進

Ⅶ迅速・適正な労災補償対策

労災保険は、原則として労働者を使用するすべての事業場に適用され、業務上の災害又は通勤災害による労働者の負傷・障害・死亡等に対して、被災労働者やその遺族のために必要な保険給付を行う制度です。



とりくみ

- 1 労災保険給付の迅速・適正な処理
- 2 労働保険未手続事業の一掃対策の推進
- 3 労災かくしの排除の徹底を期するための周知・啓発

Ⅷ最低賃金制度の適切な運営、賃金引上げに向けた支援

就業形態の多様化等、社会経済の変化に対応し、最低賃金制度が賃金水準の最低限度を保障するセーフティネットとして十分に機能させる必要があります。さらには、中小企業等が各費用の上昇分を適切に転嫁できる環境を整備して賃上げの原資を確保できるよう、支援策等の情報を的確に提供します。

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。		
東京都内の最低賃金	時間額(円)	効力発生日
◎東京都最低賃金	1,163円	令和6年10月1日
◎特定(産業別)最低賃金		
*鉄鋼業 *自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業 *業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業 *はん用機械器具、生産用機械器具製造業	*左記の特定(産業別)最低賃金についても、東京都最低賃金1,163円が適用されます。	

とりくみ

- 1 最低賃金の周知・広報
- 2 最低賃金の履行確保のための監督指導等の強化
- 3 賃金引上げに向けた「業務改善助成金」をはじめとする中小企業への支援事業の周知及び利用勧奨

王子労働基準監督署 北区赤羽2-8-5

電話03-6679-0183(方面)
03-6679-0186(安全衛生)
03-6679-0226(労災)

